

長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員の雇用維持に向け持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組み（機械設備等の導入を含む）の一部を補助します。

対象事業	下記の①～③に該当する市内の事業所等において実施される事業（併用可） ① 新事業展開支援事業 既存の事業と異なる新分野に進出するなど経営の多角化に資する取組み ② 新製品・新サービス開発事業 高付加価値な新製品や新技術、新たなサービスの提供など売上拡大に資する取組み ③ 生産性向上・業務効率化事業 生産性向上・業務効率化など収益拡大に資する取組み
補助対象者	市内において3年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者のうち、次の区分のいずれかに該当する者。 (1) 中小企業枠 市内に本社又は主たる事業所を有する者 (2) 成長分野枠 (1)のうち、造船、航空機、洋上風力等の本市の成長分野において補助対象事業を実施するもの (3) 地域経済牽引枠 市内に本社又は工場を有し、次のいずれかに該当する者 ア 地域未来牽引企業として経済産業省から選定された事業者 （長崎県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者を含む。） イ 売上額や従業員数の規模が大きく、地域経済に貢献し成長性が高いと認められる事業計画^{※1}であり、一定の地元調達拡大^{※2}が見込める事業者 上記の他、次のいずれにも該当していない者。 ア 市税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している事業者 イ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含む者 エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体 オ 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付(国又は地方公共団体によるものを含む。)を受けている者
事業期間	交付決定日～令和9年2月末
対象経費	別紙のとおり
補助率・補助限度額	【補助率】 ア 事業完了時まで、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金単価と比較して30円以上の引上げを行っている事業者 <u>3分の2</u> イ 賃金単価の引上げ環境を整備する事業者 <u>3分の1</u> ※賃金単価については、基本給と諸手当の合計額を時間単価で算出（諸手当には時間外勤務手当や臨時で支払われる手当、割増賃金、皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除く）

	【補助限度額】			
	区分		賃金単価増加額	
			30 円以上 50 円未満	50 円以上
	上記アに該当する事業者	中小企業枠	2, 000 千円	3, 000 千円
成長分野枠		6, 000 千円	10, 000 千円	
地域経済牽引枠		30, 000 千円	50, 000 千円	
上記イに該当する事業者	中小企業枠	1, 000 千円		
申請期間	令和 8 年 9 月 30 日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します）			
選考方法	交付決定については、申請受理後、随時採択決定をします。			
HP	https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76401.html 又は、「長崎市 チャレンジ企業応援事業費補助金」で検索			
申請書類	① 長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式） ② 長崎市チャレンジ企業応援事業費補助事業（収支）計画書（第 2 号様式） ③ 賃金引上げ計画書（第 3 号様式）※賃上げ実施企業に限る ④ 誓約書兼同意書（第 4 号様式）※個人の場合は本人分を記載 ⑤ 前年度決算書の写し（法人のみ） ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ） ⑦ 税務署へ提出した直近の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者のみ） ⑧ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その 3） ※原本 ⑨ 令和 8 年 1 月に支給した賃金がわかる賃金台帳 ※賃上げ実施企業に限る ⑩ 地域未来牽引企業として選定されたことを証する書類又は地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類（地域経済牽引枠のみ）			
お問い合わせ	長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151			

※1 下記の評価項目において、評価点の合計が **12 点以上** あり、市内事業所における売上額、従業員数、域外販売率の評価項目において **2 点以上** あり、かつ長崎市が成長性の高いと認める事業者であること

【評価項目】

1 売上高		2 従業員数		3 域外販売比率		4 地元調達率	
評価基準	評価点	評価基準	評価点	評価基準	評価点	評価基準	評価点
100 億円以上	6 点	300 人以上	6 点	60%以上	6 点	35%以上	6 点
50 億円以上	5 点	200 人以上	5 点	50%以上	5 点	30%以上	5 点
20 億円以上	4 点	100 人以上	4 点	40%以上	4 点	20%以上	4 点
15 億円以上	3 点	70 人以上	3 点	30%以上	3 点	15%以上	3 点
10 億円以上	2 点	50 人以上	2 点	20%以上	2 点	10%以上	2 点
5 億円以上	1 点	30 人以上	1 点	10%以上	1 点	5%以上	1 点

※2 **事業完了 3 年以内**に、地元企業からの調達率の向上もしくは調達額の増加が一定見込まれる事業者であること

区分	補助対象経費	備考
ア 新事業展開事業 イ 新製品・新サービス開発事業 ウ 生産性向上・業務効率化事業	旅 費	・ 事業実施に必要な出張に要する経費に限る。
	謝 金	・ 事業実施に必要な外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
	受講料等	・ 事業実施に必要な研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
	会場借上料	・ 事業実施に必要な会場及び機材の借上げに要する経費に限る。
	消耗品費	・ 事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
	機械設備等導入費	・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。 （以下に記載するものは補助対象外） ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・ 1 件あたりの取得価格が 30 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機（ドローン含む）、車両、家具、家庭用品、備品及び空調・厨房設備 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品（地域経済牽引事業計画において長崎県の承認を受けた機械設備等を除く。）又はリース契約に基づくもの ・ 太陽光発電関連設備 等
	委託費	・ 補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
	使用料	・ 事業の実施に直接必要な使用料に限る
	役務費	・ 事業の実施に直接必要な経費に限る
	研究費	・ 契約、協定等に基づき負担する経費に限る

※ 対象外経費については、募集要項の「10 (2) 補助対象外経費について」をご参照ください。